

請 願 文 書 表	
請 願 第 1 号	令和4年5月19日 受理
件 名	消費税インボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を国に提出することを求める請願
請 願 者	厚木市元町8番22号 厚木民主商工会 会長 下谷 清人 玉田 健 目黒 千恵美 外11団体（一覧表のとおり）
紹介議員	後藤 由紀子、栗山 香代子
付託委員会	都市経済常任委員会

《請願の趣旨》

2023年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引は、インボイスが発行されないため納付する消費税額が増加します。売上げが1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者のほかフリーランス等を含めると1000万者が取引から排除されるなど深刻な影響を受けると懸念されています。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

新型コロナ禍に物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響等など景気回復が見通せない中、小規模企業、農漁業者、自営業者、フリーランスなど零細な事業者はインボイス制度に対応できる状況ではありません。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。

以上のことから、貴議会に対し、地方自治法 99 条の規定により、下記の意見書を国に提出することを請願します。

《請願の項目》

消費税インボイス制度の実施を当面延期することを求める意見書を国に提出していただくこと。

請 願 者	厚木市水引二丁目7番8号 厚木地区労働組合協議会 議長 関谷 幸夫 石山 卓男
	厚木市温水2015番地2 医療生活協同組合県央西ブロック 代表 渡辺 和子
	厚木市岡田一丁目8番11-302号 厚木生活と健康を守る会 事務局長 近藤 一幸
	厚木市水引一丁目15番18号 厚木建築職組合 組合長 井上 菊一
	厚木市三田二丁目13番18号 神奈川土建一般労働組合厚木支部 執行委員長 高橋 政雄
	厚木市元町8番22号 消費税廃止厚木地区連絡会 事務局長 玉田 健
	厚木市愛甲西三丁目25番9号 厚木革新懇 事務局長 山本 幸子
	厚木市水引二丁目7番8号 新日本婦人の会厚木支部 支部長 五十嵐 理子
	厚木市元町8番22号 重税反対・営業とくらしを守る県央実行委員会 実行委員長 下谷 清人
	厚木市水引二丁目7番8号 神奈川労連県央地域合同労組 代表 長嶋 茂
厚木市水引二丁目7番8号 全日本年金者組合厚木支部 支部長 有賀 慶介	